に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」又は「産業競争力強化法第66条第２項の規定による審査請求料の２／３軽減（○○○○　持分○／○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第２項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6　第31条の２第２項の規定により特許法第195条の２若しくは第195条の２の２又は産業競争力強化法第66条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第２項の規定による審査請求料の２／３軽減」のように記載する。ただし、備考５により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第18条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号（○○○○　持分○／○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第２項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。

6　第31条の２第２項の規定により特許法第195条の２の規定の適用を受けようとするとき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第２項若しくは第13条第４項の規定の適用を受けようとするとき、産業技術力強化法第17条第２項の規定の適用を受けようとするとき（同条第１項第１号から第３号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第２項の規定の適用を受けようとするとき、福島復興再生特別措置法第84条第２項の規定の適用を受けようとするとき、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第２項の規定の適用を受けようとするとき、又は産業競争力強化法第66条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の２の規定による審査請求料の１／２軽減（免除)」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」若しくは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第４項の規定による審査請求料の１／２軽減」、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」、「福島復興再生特別措置法第84条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」又は「産業競争力強化法第66条第２項の規定による審査請求料の２／３軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の２第３項の規定により産業技術力強化法第17条第２項の規定の適用を受けようとするとき（同条第１項第４号又は第５号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。)又は第18条第２項の規定の適用を受けようとするときは「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」又は「産業技術力強化法第18条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第２項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の２第５項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第２項の規定の適用を受けようとするときは「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第２項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考５により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。